

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律の施行に伴う関係規程等の整理に関する規程

(平成 27 年 4 月 1 日 規程第 41 号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平  
成 26 年法律第 67 号)の施行に伴い、関係規程等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程(平成 17 年 7 月 4  
日 17 教規程第 35 号)の一部を次のように改正する。

【別表 2】 第三者提供先(志願者・学生・卒業生)中

「

28	独立行政法人 科学技術振興機構	文献複写申込 学生対象	文献複写サービスを目的として、 独立行政法人科学技術振興機構情 報提供部個人情報保護ポリシーに 基づき、本人氏名、所属大学、資 料名・書誌情報他一切の事項
----	--------------------	----------------	---

」

を

「

28	国立研究開発法人 科学技術振興機構	文献複写申込 学生対象	文献複写サービスを目的として、 国立研究開発法人科学技術振興機 構情報提供部個人情報保護ポリシ ーに基づき、本人氏名、所属大 学、資料名・書誌情報他一切の事 項
----	----------------------	----------------	---

」

に改める。

【別表 2】 第三者提供(教職員・その他) その他中

「

独立行政法人 科学技術振興機構	I L L 申込教職員	氏名、講座名、内線、連絡先、利 用者番号、学科・学年、予算コー ド、資料名
--------------------	-------------	---

」

を

「

国立研究開発法人 科学技術振興機構	I L L 申込教職員	氏名、講座名、内線、連絡先、利用者番号、学科・学年、予算コード、資料名
----------------------	-------------	-------------------------------------

に、  
「

独立行政法人 科学技術振興機構	教育職員	※提供項目は本人が選択する 本人氏名・研究者コード・生年月日・性別・特記事項・連絡先住所・連絡先電話番号・メールアドレス・所属部局・職種・職歴・出身校等・専門分野・受賞学術賞・所属学会・研究業績・知的財産権・共同研究・海外研究活動歴・使用する外国語
--------------------	------	---

を  
「

国立研究開発法人 科学技術振興機構	教育職員	※提供項目は本人が選択する 本人氏名・研究者コード・生年月日・性別・特記事項・連絡先住所・連絡先電話番号・メールアドレス・所属部局・職種・職歴・出身校等・専門分野・受賞学術賞・所属学会・研究業績・知的財産権・共同研究・海外研究活動歴・使用する外国語
----------------------	------	---

に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員異動規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学職員異動規程(平成16年4月7日16経教規程第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2項」を「第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(平成16年4月7日16経教規程第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

「独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人」

を

「独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人」

に、

「国営企業及び特定独立行政法人の労働に関する法律第2条第1項第1号に規定する国営企業」

を

「国営企業及び行政執行法人の労働に関する法律第2条第1項第1号に規定する国営企業」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学発明審査要項の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学発明審査要項(平成25年5月14日)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「独立行政法人」を「国立研究開発法人」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。